

令和7年12月

お客様各位

## 暗号資産交換業者および資金移動業者への異名義でのお振込みについて

金融犯罪の手口が巧妙かつ多様化し、インターネットバンキングにおける不正送金やロマンス詐欺・SNS型投資詐欺事案において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛てに送金される事例が発生しております。

このような情勢を踏まえ、当組合では、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人名と異なる振込依頼人名で行う振込については、お振込みをお断りさせていただきます。

つきましては、暗号資産交換業者や資金移動業者への送金に関しては、下記のとおりの対応とさせていただきますのでご理解と協力をお願い申し上げます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

### 記

1. 暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う振込みはお取扱いできません。
2. お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど不正送金（振込）の未然防止のため、振込み理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただく場合がございます。
3. 送金、お振込みをお断りした後も、同様の依頼または送金が確認された場合には、口座の利用制限をおこなうこととなりますので、ご了承ください。

以上

